

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 は贈与期限 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勤続印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パキスタン	パキスタン・イスラーム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	300,000千円 -----	H24.3.7 イスラマ バードで (同日)	日本側 大江博在パキスタン大使 パキスタン側 ワッカル・フスーン・カーン経済・統計省経済担当次官	H24.3.21 76号
パキスタン	国立民俗文化遺産研究所視聴覚機材整備計画を実施する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	国立民俗文化遺産研究所視聴覚機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	49,000千円 H27.8.31まで	H24.5.14 イスラマ バードで (同日)	日本側 大江博在パキスタン大使 パキスタン側 ワッカル・フスーン・カーン経済・統計省経済担当次官	H24.5.24 184号
パキスタン	フアイサラバード下水・排水能力改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	フアイサラバード下水・排水能力改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	683,000千円 H28.8.31まで	H24.8.13 イスラマ バードで (同日)	日本側 大江博在パキスタン大使 パキスタン側 イクバル・ジャヴエイド経済・統計省経済担当次官	H24.8.22 293号
パキスタン	カラチ小児病院改善計画の実施するために必要な生産物の贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	カラチ小児病院改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,423,000千円 H28.11.30まで	H24.12.21 イスラマ バードで (同日)	日本側 大江博在パキスタン大使 パキスタン側 イクバル・ジャヴエイド経済・統計省経済担当次官	H25.1.4 2号
パキスタン	中波ラジオ放送網改修計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国との間の交換公文	中波ラジオ放送網改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,385,000千円 H28.8.31まで	H24.12.21 イスラマ バードで (同日)	日本側 大江博在パキスタン大使 パキスタン側 イクバル・ジャヴエイド経済・統計省経済担当次官	H25.1.4 3号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。